

NPO活動の発展と 行政・企業との協働



佐藤 鐘太 (さとう かねた)
内閣府 国民生活局
市民活動促進課課長補佐

今、NPOの役割が注目されている。

これまで行政が担ってきた公共サービスをNPOが提供する例や、企業がNPOと連携して事業を行ったり、NPOに対して支援を行ったりする例などが増加し、社会を形成する重要なセクターとして注目されている。

この背景にはどのような要因があり、NPOはどこに向かうのか。

1. NPO活動促進のための仕組み

(1) 特定非営利活動促進法の制定（目的・背景・現状）

① NPOに法人格を

我が国において様々な市民活動を促進するために制定されたのが、特定非営利活動促進法である。これは、福祉や社会教育、まちづくりなどの非営利活動を行う市民活動団体が、簡易かつ迅速に法人格を取得することを可能とするものである。

② 阪神・淡路大震災を契機に議員立法で

この法律は、1995年の阪神・淡路大震災等の発生に際し、ボランティアや市民活動団体が精力的に活動を行い、多くの人々の共感や信頼を得たことや、その後、震災などの緊急時のみならず、平時においても、人々の身近な暮らしにNPO活動の重要性が認識されるようになったことを背景に、議員立法により誕生した。

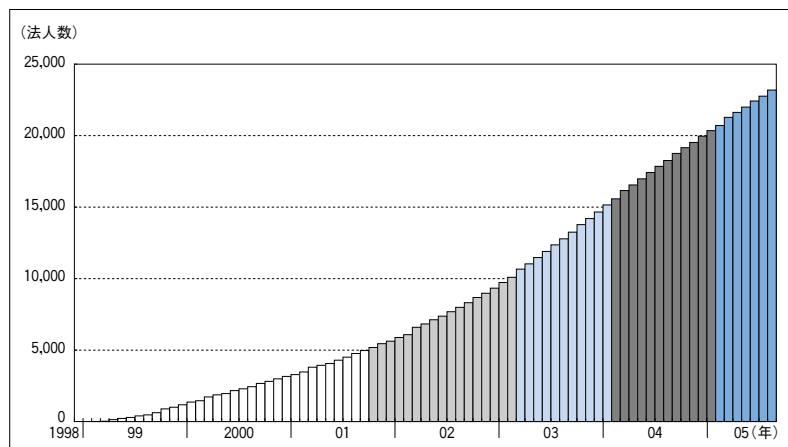
③ NPO法人は着実に増加

1998年12月の法施行以降、特定非営利活動法人の数は急速に増加し続けており、2005年8月末現在では、全国で23,186法人が認証されている（図1）。

これまでの法人数の推移を見ると、最初に5,000件の法人が認証されるまでには約3年を要していたのに対し、次に5,000件が増えるまでには約1年半、さらに5,000件が増えるまでには約1年と、その増加ペースは徐々に速まっており、我が国におけるNPO活動が目覚ましい発展の途上にあることがうかがえる。

また、2003年には法の一部が改正され、法人が主たる目的とする特定非営利活動の種類について、従来の12分野から17分野へと拡充された。追加された5分野は、時代の要請に応じて、特定非営利活動法人の活動の多様化に対応するべく加えられたものであり、これらの新たな分野の活動を行う法人数も着実に増加している（図2）。

図1 特定非営利活動法人数の推移



(2) 認定NPO法人制度の創設 (NPOへ寄附を促すために)

NPO活動の促進を図るため、法人格付与に係る制度に加え、NPOへの市民や企業の寄附を促す税制上の仕組みとして、2001年に「認定特定非営利活動法人制度」(いわゆる認定NPO法人制度)が創設された。具体的には、国税庁長官の認定を受けた特定非営利活動法人に対する寄附について、寄附者が個人であれば所得控除を、企業であれば損金算入限度額の拡充を一定の範囲で認める制度である。これは、NPOへの寄附に税制上のインセンティブを与えることで、NPO活動を市民や企業の寄附で支える「寄附文化」を醸成する画期的な制度と言える。

2005年8月末現在でこの認定を受けた法人数は36にとどまっているが、今後この制度ができる限り多くの法人に活用されることを通じて、我が国における寄附文化の創造とNPO活動の活性化に寄与していくことが期待される。

2. NPO活動の発展と行政・企業との協働に向けた動き

一国民生活審議会総合企画部会報告(2005年7月)を踏まえⁱⁱ—

(1) 時代背景

① 新たな課題を抱える地域社会

近年、我が国の社会構造の急速かつ大きな変化の中で、人々の意識や価値観は多様化しており、地域社会において、従来にはあまり見られなかった新たなニーズが生じている。例えば、家族だけではこなしきれない高齢者の世話

や育児、健康寿命の伸長に伴う退職後の生きがいを見出す機会の創出、いわゆるニートや引きこもり、一人暮らしの高齢者・障害者といった社会的に孤立した人々が抱える問題などである。

② 機動性・柔軟性を弱めている地域社会

これまでの我が国の経済発展は、国民全体の生活水準の向上をもたらす一方で、行政や企業が主体とな

って暮らしのニーズを満たす環境を生み出した結果、地域社会において人々が自立して新しいニーズに対応する機動性や柔軟性を弱める結果となったという指摘もみられる。

③ NPOへの期待

行政は公平性を原則とするため、均質的なサービスを提供するには効率的であっても、近年見られる多種多様なニーズにきめ細かに対応することにはなじまない。また、営利企業は本質的に採算を考慮せざるを得ず、社会的に重要であっても市場で評価されない財・サービスの提供についてはどうしても制約がある。

こうした状況の下、行政による公共サービスのアウトソーシングに向けた動きや企業の社会的責任(CSR)に対する意識の向上が求められる中で、再び市民が自発的に人々の暮らしのニーズに機動的かつ柔軟に対応していく動きとして、NPOの役割が注目されていると考えられる。

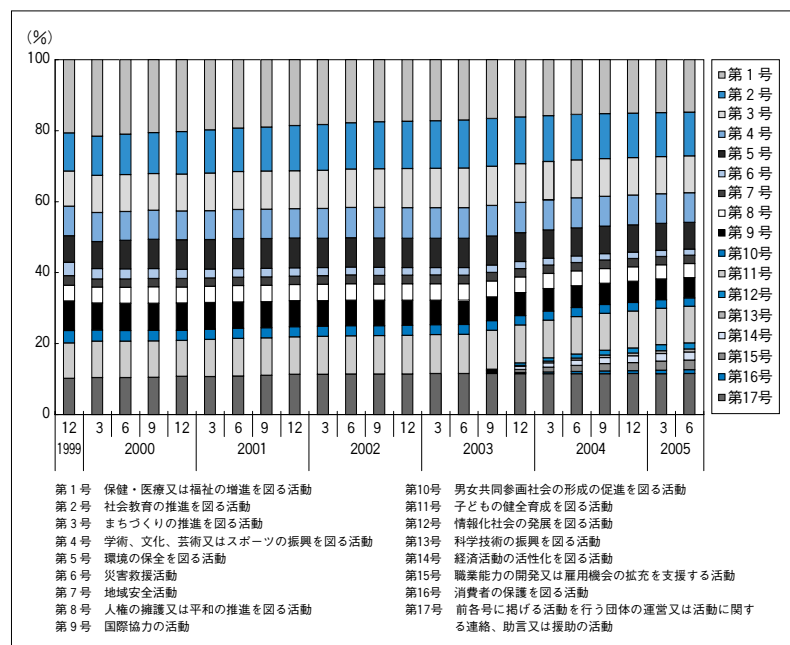
(2) 地域社会の変革(「エリア型コミュニティ」と「テーマ型コミュニティ」の融合)

行政や企業による対応が難しいニーズに対しては、従来であれば、近所づきあいや町内会など地縁を基盤とした「エリア型コミュニティ」においてその解決が図られてきた。

最近では、NPOなどが主体となって、特定のテーマの下に有志が集まる「テーマ型コミュニティ」を形成する動きが進み、エリア型コミュニティを補完するようになってきている。

テーマ型コミュニティの特徴は、特定のテ

図2 特定非営利活動法人の活動分野の構成比の推移



マに関し問題意識を共有する参加者の自発的な意志によって形成されるものであることや、地理的条件にとらわれない活動が可能となっていくことなどが挙げられる。このため、従来のエリア型コミュニティでは対応が難しかった専門的課題や広域的課題にも対応しうるものであり、従来のコミュニティの在り方を大きく変える可能性を持っている。

今後は、従来のエリア型コミュニティとテーマ型コミュニティが必要に応じて補完的・複層的に融合することで、多様な個人の参加や多くの団体の協働を促す「多元参加型コミュニティ」を形成し、主体間の厚いネットワークの層を築いていくことが望まれる。

(3) NPOと行政や企業との協働

こうした新たなコミュニティ形成の第一歩として、NPOと行政や企業など、様々な主体が連携しながら活動を展開する動きが広がっている。

例えば、地方公共団体においては、市民参加や協働に関する条例・指針を策定し、NPOなどの市民活動と対等に協力しながら、地域の課題に取り組む動きが広がっている。また、地方

現れてきた。

このように、NPOは地域社会に新しい風を送り込んでいる。

しかし、その一方で、多くのNPOは運営面等において様々な課題を抱えていることも事実である。今後、NPOが引き続き地域社会に定着していくためには、より広く市民の理解と信頼を向上させ、様々な主体間とのネットワークを形成していくとともに、寄附などの形で資金基盤を強化することが求められる。

(注) なお、本稿の執筆に当たっては、内閣府国民生活局市民活動促進課の下橋佑治君にご協力を頂いた。記して感謝したい。

- i. 本稿においては、「NPO」とは、特定非営利活動法人とその他の市民活動団体を包含する用語として使用している
- ii. 本稿は、国民生活審議会総合企画部会報告「コミュニティ再興と市民活動の展開」(2005年7月)等を参照して記載したものであるが、本稿の記述に関してあり得べき誤りは全て筆者に帰する。また、本稿に記述された意見は筆者個人に属するものである

JF
TC